

なぜJPNICを訴えたのか

- JPNIC不当課金裁判について -

2015.2.21

旧 中部アカデミックネットワーク代表

鈴木常彦

経緯 - AS割当

- 1997年09月19日 東海地域ハブとして AS7520 の割当を受ける
- 2004年3月22日 中部アカデミックネットワークは東海地域ハブの後継にあたるプロジェクトであること、運用責任者が私のままであることから、JPNICが規約で禁止している譲渡ではなく単なる名称変更であることをJPNICに認めて頂き、AS7520のAS名と組織名を変更
- 2005年3月22日 JPNICからの要請に従い、AS番号割り当てに関する確認書に署名

経緯 - 有料化

□ 2010年4月20日

JPNICから歴史的PIアドレスおよびAS番号管理者に対し、「IPアドレス事業料金体系見直しに関するご意見募集について」というメール

→ 締切りまでの期間が短いこと、料金算出根拠に不明な点があること、説明会が開かれないことに対して異議をとなえ、説明会の開催を要求

経緯 - 有料化

- 2010年6月2日,4日,8日 IPアドレス事業料金体系見直しに関する説明会
- 2010年12月10日 第42回JPNIC臨時総会でIPアドレス等料金体系改定見送り
- ~この間、歴史的PIアドレスおよびAS番号管理者に対し一切説明ないまま~
- 2011年6月16日 第44回JPNIC通常総会で料金改訂を決定
- 2011年8月31日 JPNIC AS番号に関する規約を変更

経緯 - 請求

- 2011年9月20日 「歴史的PIアドレスおよびAS番号に関する割り当て規約の改訂について」 郵送
- 2012年4月 AS維持料請求開始
(年14.5%の延滞利息...なぜか裁判中に無かったことに)
- 多くのPIホルダ(主として大学)は係争を避けて無念の支払い
- 2012年10月21日 AS7520に対し内容証明の請求を送付するという督促が私の携帯電話へ

経緯 - 個人で戦い開始

- 2012年10月22日 名古屋地裁に訴状提出
(その後、JPNICが異議を唱え東京地裁に移送)
- 2013年2月14日 第一回審理
事件番号 平成24年(ワ)第35600号
債務不存在確認請求事件
原告 鈴木常彦 (AS7520代表)
被告 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
場所 東京地方裁判所 625号法廷 (6階)

経緯 - 個人での訴え却下

□ 3月14日判決

判決主文

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

- つまり、AS7520 の代表である私個人には債務はなく、中部アカデミックネットワークが債務があるという判決
- これで、民事訴訟法第 29 条の「法人でない社団」として訴訟できる!

中部アカデミックネットワーク

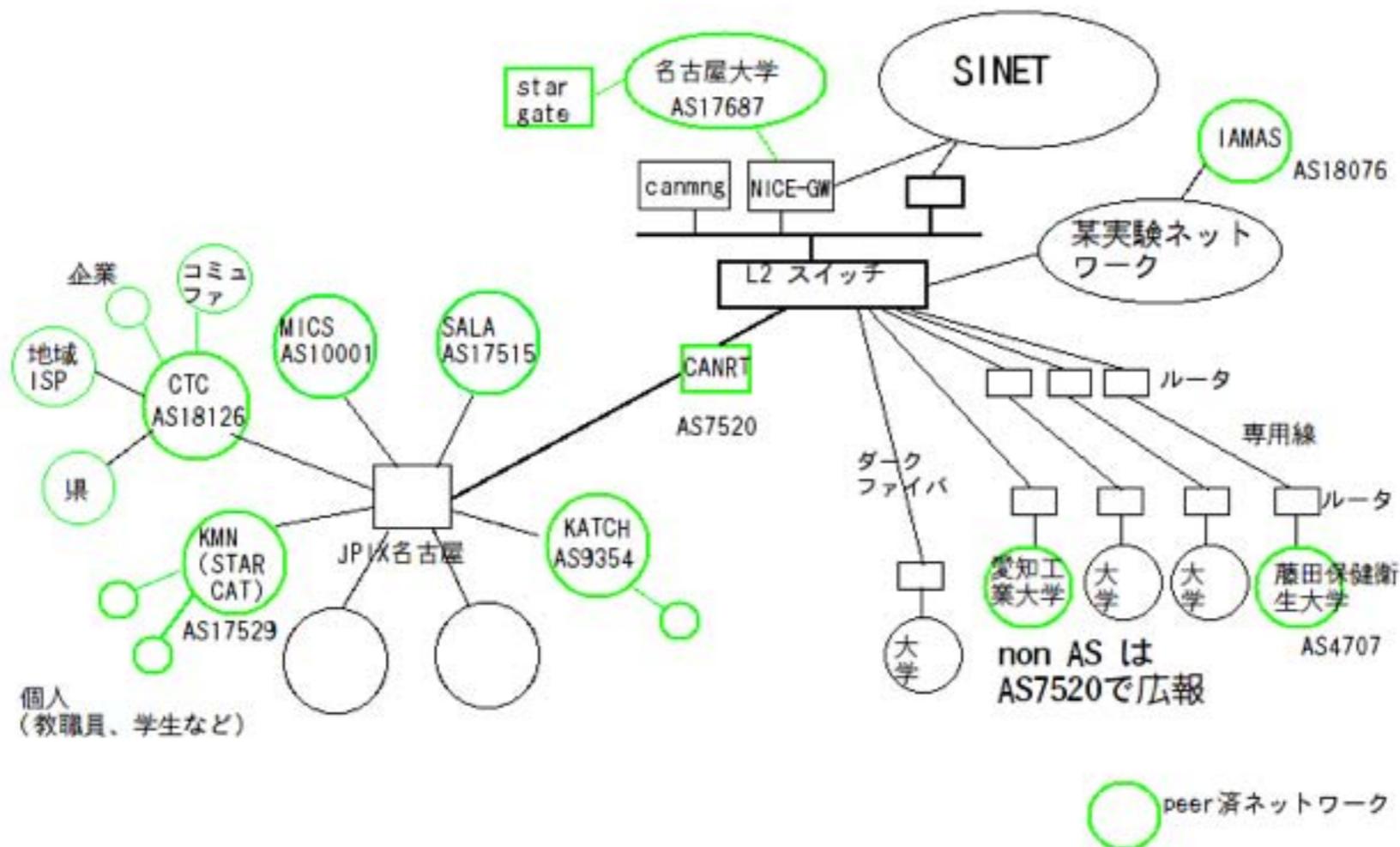
- 2003年1月28日 第一回中部アカデミックネットワーク準備会
名古屋大学情報基盤センターにて30組織程度が参加
- 2004年6月15日 AS7520 を引き継ぎ地域ピアリングを開始

<http://www.can.initiative.jp/>

中部アカデミックネットワーク

中部アカデミックネットワーク概略図

2006.5.31
by TSS



経緯 - 団体として再提訴

- 2013年6月13日 第一回審理
- 事件番号 平成25年(ワ)第9666号
- 債務不存在確認請求事件
- 法廷 東京地方裁判所 802号法廷
- 裁判長 武藤真紀子
- 原告 中部アカデミックネットワーク
- 被告 一般社団法人日本ネットワーク
インフォメーションセンター (JPNIC)

争点

- 本規約第10条の規約変更権条項は信義則に反し無効であること
- 維持料の支払は契約の根幹に関わる事項であること
- 被告が規約を変更し維持料を請求する合理的理由はないこと

疑問な合理性

- そもそも料金が安くなる ISP たちが大多数の総会で決議
- 第25回 IPアドレス管理指定事業者連絡会参考資料
「IPアドレス事業料金体系見直しについて」
レジストリシステム追加開発計画概略に
「逆引きネーム サーバへの DNSSEC対応」約18,000千円
→ その必要性について未だに説明無し
(この件がなかったら提訴しなかったかも)

背景にあるもの (真の争点)

- 本本当に訴えたいのは JPNIC の非民主的な運営
 - 形骸化している理事会と
独善的で稚拙な事務局による非民主的な運営
 - 年1,000万円の会費を払うS会員3社を筆頭とした ISP 主体
の会員構成 (大学や非営利団体、個人の疎外)
 - * 個人会員制度は主としてS会員の推薦枠による議決権確保のため
 - インターネットを構成するのは ISP ではなく
全ての参加者のはずである。
→ その否定であるインターネットだと認めるのか

第一審判決

- 10月21日 不当判決 (棄却)

判決文抜粋

契約については基本的には当事者間での合意によりこれを自由に定めることができるのであって、契約締結後に、一方当事者がこれを変更する権利を有する旨契約に定めたとしても、これが直ちに、信義則や契約法上の原則に反して、無効であるということはできない。

- 「当センターは、事前の通知なく、本規約を変更または新たに定めることができる」

とした JPNIC の主張を不当に認めたことになる。

控訴!

□ 10/22 (一審判決翌日)

係争中の AS 7520 を JPNIC は一審判決だけで通告も無く回収
(いつも稚拙な JPNIC らしいところ)

□ 10/28

控訴状を東京高等裁判所へ送付

控訴理由

- 第一 総論

被告は一方的に規約を変更し、控訴人の同意なしに一方的に、暴利な維持料請求をおこなった

控訴理由

- 第二 原判決は、一方当事者のみに契約の変更権を認めた本件規約第10条について、これを有効である旨判示している点において誤った判断である
 1. 本件規約第10条は信義則及び契約法の大原則に反して無効
 2. 本件規約第10条は消費者契約法第10条に反して無効

第10条

民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする。

控訴理由

- 第三 本件規約第10条を本件規約の対象として当初まったく含まれていなかった事項の追加に適用することは信義則及び公序良俗に反するものであり、対価の変更を有効とした原判決の判断は誤っている
 1. 対価に関する事項は契約の最も重要な要素である
 2. 契約の核心部分について本件規約第10条を適用し契約内容を変更することは許されない
 3. 控訴人が確認書を提出した時点のAS番号割り当て規約には対価に関する事項は一切含まれていなかったこと
 4. 控訴人が割当を受けた時点の登録料ないし契約料に比して維持料の金額が極端に高額で予測可能な範囲を逸脱していること

控訴理由

- 第四 仮に個別の事情によって対価について一方的な変更が認められ得る場合があるとしても、本件事情の下においては、その変更は許されないこと
 1. 変更の必要性、変更内容の相当性は認められない
 - (1) データベースの維持管理費用はIPアドレスのための経費であり割当総数が日本全体で783個で直近1年間の新規割当件数が14件に過ぎないAS番号の管理にはほとんど費用は必要ないこと

控訴理由

- 第四 仮に個別の事情によって対価について一方的な変更が認められ得る場合があるとしても、本件事情の下においては、その変更は許されないこと
 1. 変更の必要性、変更内容の相当性は認められない
 - (2) AS番号は公共資源であり、被控訴人が、維持料という名目で金銭を徴収することは不当である

控訴理由

- 第四 仮に個別の事情によって対価について一方的な変更が認められ得る場合があるとしても、本件事情の下においては、その変更は許されないこと
 1. 変更の必要性、変更内容の相当性は認められない
 - (3) 被控訴人にはAS番号の管理についてその登録時以外何ら作業も発生しておらず、控訴人は何らのサービスの提供も受けていない
(受益者がいるとすればインターネット参加者すべて)

控訴理由

- 第四 仮に個別の事情によって対価について一方的な変更が認められ得る場合があるとしても、本件事情の下においては、その変更は許されない
 1. 変更の必要性、変更内容の相当性は認められない
 - (4) APNICの料金体系ではAS番号に対しては費用が課せられていない
(会費を払えばAS番号を受けられる一方、JPNICは維持料を払っても会員にはなれない)

控訴理由

- 第四 仮に個別の事情によって対価について一方的な変更が認められ得る場合があるとしても、本件事情の下においては、その変更は許されない
 - 1. 変更手続の適切性は認められない
 - (1) 第44回総会の決議に瑕疵
番号割当者と合意確認文書を交わすとした約束を反故
 - (2) 形式だけの手続の実施
 - (3) 原判決は、上記の各点を看過し被控訴人の手続の適切性を認めているが、誤った判断である

本件における判断の影響の大きさ

現在、インターネットの急激な普及により、多くの一般市民がインターネット及びインターネット上のサービスを利用している。

そして、これらインターネットサービスの利用は、事業者の作成した利用規約を用いて行われており、その多くに、本件のような事業者側の規約変更権を認める条項が入っている。

本件における判断の影響の大きさ

もし本件において、事業者側の規約変更権を認める条項が有効である旨判断し、利用者側は、たとえその契約時は無料で利用できたサービスを事業者側の事情によって突然有料とするような変更であっても受け入れなければならないとすれば、多くの利用者の利益を著しく害することとなる。

本件における判断の影響の大きさ

現在は、例えばインターネット取引の場合、事業者が変更した変更後の規約について、利用者が画面上でこれを確認し、同意のクリックをすることによって利用者の変更後の規約に対する同意が確認され、当事者間の契約内容となるという方法がとられているのが主流である。

本件における判断の影響の大きさ

しかし、本件において、そのような利用者側の同意が確認できなくとも、契約の核心部分たる対価についてであっても、事業者側が一方的に変更することが出来る旨裁判所が認容すれば、多くの事業者が本件における判断を利用して、自己の利益のために利用者側の利益を著しく害するような変更を行うことも予想される。

控訴審開始

1月30日 AM 11:00

東京高等裁判所 824法廷

事件番号 平成25年(ネ) 第6375号

債務不存在確認請求控訴事件

第二審判決

□ 平成26年5月15日 不当判決 (棄却)

判決文抜粋 (原判決修正点)

殊に日進月歩というべき感のある情報技術関連の継続的契約関係において、状況の変化に応じた合理的な契約内容の変更は社会通念上も予測し得るところであり、当事者においても受忍すべきものというべきであるから、一方当事者、本件においては被控訴人において契約の内容を変更する権利があることを本件契約で定めたとしても、そのこと自体を無効ということはできない。

第二審判決

□ 判決文抜粋(続き)

(控訴人は、変更前の本件規約はAS番号の使用方法に関するルールを定めたものにすぎないと主張するが)

変更前の本件規約は、AS番号の使用に関する「一切の事項」について適用されると規定されており、(中略)、AS番号の使用法に関するルールに限らず、包括的な規定となっているから、控訴人の上記の主張は採用することができない。

第二審判決

□ 判決文抜粋(続き)

(IPアドレス管理事業者がASに課金されていない点に関して) APNIC においても, IP アドレス(IPv4 又はIPv6) を保有しない会員はアソシエイト会員 (分配を受けたAS番号や実験的な用途のIPアドレスを保有することができる。) とされ, 年間675オーストラリアドル (約6万円超) の年会費を徴収するものとしており, IPアドレスに係る費用を既に負担している者から重ねてこれを徴収することは規定されていない

* APNIC は権利者に議決権(会員) がある。JPNIC は AS維持料を払っても会員にはなれないし、会費は最低でも30万円(非営利会員)、という点を理解していない判決

第二審判決

□ 判決文抜粋(続き)

結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 須藤典明

裁判官 小川浩

裁判官 島村典男

上告

□ 上告理由

- 規約の変更権を認める条項に関する判断について—
法令解釈の誤り（民法第1条第2項及び同第90条）
一方当事者にのみ規約の変更によって契約内容を変更する権利を認める旨の条項は、信義則及び公序良俗に反し無効であり、原判決の判断には民法第1条第2項及び同第90条の解釈に誤りがある。

上告不受理（二審判決確定）

□不受理理由

□本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法318条第1項により受理すべきものとは認められない

□第318条

上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

反省点など

- 支援者の方々による we-are-ontap.com に30人から ¥ 388,931 の義援金が集まりました。ありがとうございます!
- 辻巻弁護士、木村弁護士には大変お世話になりました
- 裁判以外の方法はなかったのか?
 - なかった。会員以外は蚊帳の外。会費の壁。議案提出権の壁。
- 裁判の最大の論点である信義則が退けられたのは痛い
 - ただし今回は消費者問題ではないとされた (消費者契約法2条1)
 - 最高裁へ持って行くには少額過ぎた (弁護士談)
- 問題提起のつもりだったが JPNIC は全く反省していない
- 逆引き DNSSEC は導入されるらしい
 - 研究するとのことで予算がついていたと思うが結果の報告はあったのだろうか。会員以外は蚊帳の外。
- JPNIC は会員の枠を広げるなど、マルチステークホルダー参加の仕組みを作っていくべき (あるいは JPNIC とは別組織を作ることも検討が必要)